

	<p>厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十七年厚生労働省告示第九十六号）</p>	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）</p>
<p>介護老人保健施設における短期入所療養介護</p>	<p style="text-align: center;">【変更】介護老人保健施設・介護老人保健施設における短期入所療養介護 ★6月の経過措置期間あり</p> <p>十四 指定短期入所療養介護の施設基準</p> <p>イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準</p> <p>(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)又は(iii)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準</p> <p>(一)～(七) (略)</p> <p>(八) 次に掲げる算式により算定した数が二十以上であること。</p> <p style="text-align: center;">$A + B + C + D + E + F + G + H + I + J$</p> <p>備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする</p> <p style="text-align: center;">$A \cdot B$ (略)</p> <p>C 算定日が属する月の前三月間において、入所者のうち、入所期間が一月を超えると見込まれる者の入所予定日前三十日以内又は入所後七日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定（退所後にその居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合を含む。）を行った者の占める割合が<u>百分の三十五</u>以上である場合は十、<u>百分の三十五</u>未満であり、かつ、<u>百分の十五</u>以上である場合は五、<u>百分の十五</u>未満である場合は零となる数</p> <p>D 算定日が属する月の前三月間において、入所者のうち、入所期間が一月を超えると見込まれる者の退所前三十日以内又は退所後三十日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者（退所後にその居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行った場合を含む。）の占める割合が<u>百分の三十五</u>以上である場合は十、<u>百分の三十五</u>未満であり、かつ、<u>百分の十五</u>以上である場合は五、<u>百分の十五</u>未満である場合は零となる数</p> <p style="text-align: center;">$E \cdot F$ (略)</p> <p>G 当該施設において、<u>常勤換算方法で算定した支援相談員の数を入所者の数で除した数に百を乗じた数が三以上であり、かつ、社会福祉士である支援相談員を一名以上配置している場合は五、常勤換算方法で算定した支援相談員の数を入所者の数で除した数に百を乗じた数が三以上である場合は三、三未満であり、かつ、二以上である場合は一、二未満である場合は零となる数</u></p> <p style="text-align: center;">$H \sim J$ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p style="text-align: center;">$R \cdot S$ (略)</p>	<p>(1) 介護老人保健施設における短期入所療養介護</p> <p>① (略)</p> <p>② 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(iii)又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは経過のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)を算定する介護老人保健施設における短期入所療養介護について</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>ハ 当該介護老人保健施設における短期入所療養介護に係る施設基準について</p> <p>a～f (略)</p> <p>g 施設基準第十四号イ(1)(ハ)Gの基準において、常勤換算方法で算定した支援相談員の数を入所者の数で除した数に百を乗じた数については、以下の式により計算すること。また、<u>社会福祉士については、支援相談員として勤務する者のうち社会福祉士の資格を持つ者が1名以上であること。</u></p> <p style="text-align: center;">(a) i に掲げる数 ÷ ii に掲げる数 ÷ iii に掲げる数 × iv に掲げる数 × 100</p> <p style="text-align: center;">i 算定日が属する月の前三月間において支援相談員が当該介護保健施設サービスの提供に従事する勤務延時間数</p> <p style="text-align: center;">ii 支援相談員が当該3月間に勤務すべき時間（当該3月間中における1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）</p> <p style="text-align: center;">iii 算定日が属する月の前三月間における延入所者数</p> <p style="text-align: center;">iv 算定日が属する月の前三月間の延日数</p> <p>(b) (a)において入所者とは、毎日24時現在当該施設に入所中の者をいい、当該施設に入所してその日のうちに退所又は死亡した者を含むものである。</p> <p>(c) (a)において支援相談員とは、保健医療及び社会福祉に関する相当な学識経験を有し、主として次に掲げるような入所者に対する各種支援及び相談の業務を行う職員をいう。</p> <p>① 入所者及び家族の処遇上の相談</p> <p>② レクリエーション等の計画、指導</p> <p>③ 市町村との連携</p> <p>④ ボランティアの指導</p> <p>h～j (略)</p> <p>③～⑥ (略)</p>

【変更】Ⅰ型介護医療院における短期入所療養介護費	
<p>ヨ Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準</p> <p>(1) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準</p> <p>(一) 併設型小規模介護医療院（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号。以下「介護医療院基準」という。）第四条第七項に規定する併設型小規模介護医療院をいう。以下同じ。）以外の介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。</p> <p style="margin-left: 20px;">a～h (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">i 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の十以上であること。</p> <p style="margin-left: 40px;">i～iii (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">j <u>施設サービスの計画の作成や提供に当たり、入所者の意思を尊重した医療及びケアが実施できるよう、入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、対応していること。</u></p> <p>(二) 併設型小規模介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。</p> <p style="margin-left: 20px;">a～d (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">e 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の十以上であること。</p> <p style="margin-left: 40px;">i～iii (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">f <u>施設サービスの計画の作成や提供に当たり、入所者の意思を尊重した医療及びケアが実施できるよう、入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、対応していること。</u></p> <p>(2) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準</p> <p>(一) 併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。</p> <p style="margin-left: 20px;">a・b (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">c 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の五以上であること。</p> <p style="margin-left: 40px;">i～iii (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">d <u>施設サービスの計画の作成や提供に当たり、入所者の意思を尊重した医療及びケアが実施できるよう、入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、対応していること。</u></p> <p>(二) 併設型小規模介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。</p> <p style="margin-left: 20px;">a・b (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">c 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の五以上であること。</p> <p style="margin-left: 40px;">i～iii (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">d <u>施設サービスの計画の作成や提供に当たり、入所者の意思を尊重した医療及びケアが実施できるよう、入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、対応していること。</u></p> <p>(3) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準（併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う介護医療院サービスに限る。）</p> <p>(一) (1)(一)a、b及びdからgまで並びに(2)(一)bからdまでに該当するものであること。</p> <p>(二) (略)</p>	<p>(6-1) 介護医療院における短期入所療養介護</p> <p>① (略)</p> <p>② Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費（併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う短期入所療養介護の場合）又はユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費（併設型小規模ユニット型介護医療院以外のユニット型介護医療院が行う短期入所療養介護の場合）を算定するための基準について</p> <p style="margin-left: 20px;">イ～ト (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">チ 施設基準第14号ヨ(1)(一) i又は施設基準第14号ヨ(2)(一) eの基準については、同号 i から iiiまでのすべてに適合する入所者等の入所延べ日数が、全ての入所者等の入所延べ日数に占める割合が、基準を満たすものであること。当該割合の算出にあつては、小数点第3位以下は切り上げるものとする。ただし、本人が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族の来所が見込めないような場合も、医師、看護職員、介護職員等が入所者等の状態等に応じて随時、入所者等に対するターミナルケアについて相談し、共同してターミナルケアを行っている認められる場合を含む。この場合には、適切なターミナルケアが行われていることが担保されるよう、職員間の相談日時、内容等を記録するとともに、本人の状態や、家族と連絡を取ったにもかかわらず来所がなかった旨を記載しておくことが必要である。</p> <p style="margin-left: 20px;">リ <u>施設基準第14号ヨ(1)(一) j又は施設基準第14号ヨ(2)(一) fの基準については、施設サービス計画の作成や提供にあたり、入所者本人が希望しない場合を除き、入所者全員に対して、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等の支援を行うこと。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ヌ・ル (略)</p> <p>③～⑧ (略)</p>

介護医療

院
に
お
け
る
短
期
入
所
療
養
介
護

【変更】Ⅱ型介護医療院における短期入所療養介護費	
<p>タ Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準</p> <p>(1) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準</p> <p>(一) 併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあっては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。</p> <p style="padding-left: 2em;">a～e (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">f 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に対し、入所者等又はその家族等の同意を得て、当該入所者等のターミナルケアに係る計画を作成し、医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアを行う体制であること。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>g 施設サービスの計画の作成や提供に当たり、入所者の意思を尊重した医療及びケアが実施できるよう、入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、対応していること。</u></p> <p>(二) 併設型小規模介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあっては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。</p> <p style="padding-left: 2em;">a (一)a、b、f及びgに該当するものであること。</p> <p style="padding-left: 2em;">b～d (略)</p> <p>(2) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準（併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う指定短期入所療養介護に限る。）</p> <p>(一) (1)(一)a、b及びdからgまでに該当するものであること。</p> <p>(二) (略)</p> <p>(3) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準（併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う指定短期入所療養介護に限る。）</p> <p>(一) (1)(一)a、b及びdからgまでに該当するものであること。</p> <p>(二) (略)</p>	<p>(6-1) 介護医療院における短期入所療養介護</p> <p>① (略)</p> <p>② Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費（併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う短期入所療養介護の場合）又はユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費（併設型小規模ユニット型介護医療院以外のユニット型介護医療院が行う短期入所療養介護の場合）を算定するための基準について</p> <p style="padding-left: 2em;">イ～ト (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">チ 施設基準第14号ヨ(1)(一) i又は施設基準第14号ヨ(2)(一) eの基準については、同号 i から iiiまでのすべてに適合する入所者等の入所延べ日数が、全ての入所者等の入所延べ日数に占める割合が、基準を満たすものであること。当該割合の算出にあたっては、小数点第3位以下は切り上げるものとする。ただし、本人が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族の来所が見込めないような場合も、医師、看護職員、介護職員等が入所者等の状態等に応じて随時、入所者等に対するターミナルケアについて相談し、共同してターミナルケアを行っていることと認められる場合を含む。この場合には、適切なターミナルケアが行われていることが担保されるよう、職員間の相談日時、内容等を記録するとともに、本人の状態や、家族と連絡を取ったにもかかわらず来所がなかった旨を記載しておくことが必要である。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>リ 施設基準第14号ヨ(1)(一) j又は施設基準第14号ヨ(2)(一) fの基準については、施設サービス計画の作成や提供に当たり、入所者本人が希望しない場合を除き、入所者全員に対して、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等の支援を行うこと。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ヌ・ル (略)</p> <p>③～⑧ (略)</p>

【変更】特別介護医療院短期入所療養介護費	
<p>レ 特別介護医療院短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準</p> <p>(1) I型特別介護医療院指定短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準</p> <p>(一) 併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合していること。</p> <p style="margin-left: 20px;">a ヨ(1)(一)a、b、<u>d、e及びj並びにヨ(3)(二)</u>に該当するものであること。</p> <p style="margin-left: 20px;">b (略)</p> <p>(二) 併設型小規模介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合していること。</p> <p style="margin-left: 20px;">a ヨ(1)(一)a、b、<u>e及びj並びにヨ(1)(二)b</u>に該当するものであること。</p> <p style="margin-left: 20px;">b (略)</p> <p>(2) II型特別介護医療院指定短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準</p> <p>(一) 併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合していること。</p> <p style="margin-left: 20px;">a タ(1)(一)a、b、<u>d及びg並びにタ(1)(二)b</u>に該当するものであること。</p> <p style="margin-left: 20px;">b (略)</p> <p>(二) 併設型小規模介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合していること。</p> <p style="margin-left: 20px;">a タ(1)(一)a、b、<u>d及びg並びにタ(1)(二)b</u>に該当するものであること。</p> <p style="margin-left: 20px;">b (略)</p>	<p>(6-1) 介護医療院における短期入所療養介護</p> <p>① (略)</p> <p>② I型介護医療院短期入所療養介護費（併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う短期入所療養介護の場合）又はユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費（併設型小規模ユニット型介護医療院以外のユニット型介護医療院が行う短期入所療養介護の場合）を算定するための基準について</p> <p style="margin-left: 20px;">イ～ト (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">チ 施設基準第14号ヨ(1)(一)i又は施設基準第14号ヨ(2)(一)eの基準については、同号iからiiiまでのすべてに適合する入所者等の入所延べ日数が、全ての入所者等の入所延べ日数に占める割合が、基準を満たすものであること。当該割合の算出にあつては、小数点第3位以下は切り上げるものとする。ただし、本人が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族の来所が見込めないような場合も、医師、看護職員、介護職員等が入所者等の状態等に応じて随時、入所者等に対するターミナルケアについて相談し、共同してターミナルケアを行っている認められる場合を含む。この場合には、適切なターミナルケアが行われていることが担保されるよう、職員間の相談日時、内容等を記録するとともに、本人の状態や、家族と連絡を取ったにもかかわらず来所がなかった旨を記載しておく必要がある。</p> <p style="margin-left: 20px;">リ <u>施設基準第14号ヨ(1)(一)j又は施設基準第14号ヨ(2)(一)fの基準については、施設サービス計画の作成や提供にあたり、入所者本人が希望しない場合を除き、入所者全員に対して、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等の支援を行うこと。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ヌ・ル (略)</p> <p>③～⑧ (略)</p>

【変更】介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準 ★6月の経過措置期間あり	
介護 保健 施設 サー ビス 施 設 基 準	<p>五十五 介護保健施設サービスの施設基準</p> <p>イ 介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準</p> <p>(1) 介護保健施設サービス費(Ⅰ)の介護保健施設サービス費(i)又は(iii)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準</p> <p>(一)～(六) (略)</p> <p>(七) 次に掲げる算式により算定した数が二十以上であること。</p> <p style="margin-left: 2em;">$A + B + C + D + E + F + G + H + I + J$</p> <p>備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。</p> <p style="margin-left: 2em;">$A \cdot B$ (略)</p> <p style="margin-left: 2em;">C 入所者のうち、入所期間が一月を超えると見込まれる者の入所予定日前三十日以内又は入所後七日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定（退所後にその居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合を含む。）を行った者の占める割合が<u>百分の三十五</u>以上である場合は十、<u>百分の三十五</u>未満であり、かつ、<u>百分の十五</u>以上である場合は五、<u>百分の十五</u>未満である場合は零となる数</p> <p style="margin-left: 2em;">D 入所者のうち、入所期間が一月を超えると見込まれる者の退所前三十日以内又は退所後三十日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者（退所後にその居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行った場合を含む。）の占める割合が<u>百分の三十五</u>以上である場合は十、<u>百分の三十五</u>未満であり、かつ、<u>百分の十五</u>以上である場合は五、<u>百分の十五</u>未満である場合は零となる数</p> <p style="margin-left: 2em;">$E \cdot F$ (略)</p> <p style="margin-left: 2em;">G 当該施設において、<u>常勤換算方法で算定した支援相談員の数を入所者の数で除した数に百を乗じた数が三以上</u>であり、かつ、<u>社会福祉士である支援相談員を一名以上配置している場合は五</u>、<u>常勤換算方法で算定した支援相談員の数を入所者の数で除した数に百を乗じた数が三以上</u>の場合は三、三未満であり、かつ、二以上の場合は二、二未満の場合は零となる数</p> <p style="margin-left: 2em;">H～J (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p>

準

【変更】介護老人保健施設における認知症短期集中リハビリテーション実施加算に係る施設基準	
<p>五十八 介護老人保健施設における認知症短期集中リハビリテーション実施加算に係る施設基準</p> <p>イ 介護老人保健施設における認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)に係る施設基準</p> <p>(1) リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。</p> <p>(2) リハビリテーションを行うに当たり、入所者数が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。</p> <p>(3) 入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、当該訪問により把握した生活環境を踏まえ、リハビリテーション計画を作成していること。</p> <p>ロ 介護老人保健施設における認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)に係る施設基準</p> <p>イ(1)及び(2)に該当するものであること。</p>	-
【変更】Ⅰ型介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準	
<p>六十八 介護医療院サービスの施設基準</p> <p>イ Ⅰ型介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準</p> <p>(1) Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)を算定すべき介護医療院サービスの施設基準</p> <p>(一) 併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う介護医療院サービスの場合にあっては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。</p> <p>a～h (略)</p> <p>i 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の十以上であること。</p> <p>i～iii (略)</p> <p>j 施設サービスの計画の作成や提供に当たり、入所者の意思を尊重した医療及びケアが実施できるよう、入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、対応していること。</p> <p>(二) 併設型小規模介護医療院が行う介護医療院サービスの場合にあっては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の十以上であること。</p> <p>i～iii (略)</p> <p>f 施設サービスの計画の作成や提供に当たり、入所者の意思を尊重した医療及びケアが実施できるよう、入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、対応していること。</p>	-

(2) I型介護医療院サービス費(II)を算定すべき介護医療院サービスの施設基準

(一) 併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う介護医療院サービスの場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

a・b (略)

c 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の五以上であること。

i～iii (略)

d 施設サービスの計画の作成や提供に当たり、入所者の意思を尊重した医療及びケアが実施できるよう、入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、対応していること。

(二) 併設型小規模介護医療院が行う介護医療院サービスの場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

a・b (略)

c 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の五以上であること。

i～iii (略)

d 施設サービスの計画の作成や提供に当たり、入所者の意思を尊重した医療及びケアが実施できるよう、入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、対応していること。

(3) I型介護医療院サービス費(III)を算定すべき介護医療院サービスの施設基準（併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う介護医療院サービスに限る。）

(一) (1)(一) a、b及びdからgまで並びに(2)(一) bからdまでに該当するものであること。

(二) (略)

【変更】Ⅰ型介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準	
六十八 介護医療院サービスの施設基準 イ Ⅰ型介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準 (1) Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)を算定すべき介護医療院サービスの施設基準 (一) 併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う介護医療院サービスの場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。 a～h (略) i 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の十以上であること。 i～iii (略) j <u>施設サービスの計画の作成や提供に当たり、入所者の意思を尊重した医療及びケアが実施できるよう、入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、対応していること。</u> (二) 併設型小規模介護医療院が行う介護医療院サービスの場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。 a～d (略) e 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の十以上であること。 i～iii (略) f <u>施設サービスの計画の作成や提供に当たり、入所者の意思を尊重した医療及びケアが実施できるよう、入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、対応していること。</u>	

介
護

医
療
院
サ
ー
ビ
ス

- (2) I型介護医療院サービス費(II)を算定すべき介護医療院サービスの施設基準
- (一) 併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う介護医療院サービスの場合にあっては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。
- a・b (略)
 - c 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の五以上であること。
 - i～iii (略)
 - d 施設サービスの計画の作成や提供に当たり、入所者の意思を尊重した医療及びケアが実施できるよう、入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、対応していること。
- (二) 併設型小規模介護医療院が行う介護医療院サービスの場合にあっては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。
- a・b (略)
 - c 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の五以上であること。
 - i～iii (略)
 - d 施設サービスの計画の作成や提供に当たり、入所者の意思を尊重した医療及びケアが実施できるよう、入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、対応していること。
- (3) I型介護医療院サービス費(III)を算定すべき介護医療院サービスの施設基準（併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う介護医療院サービスに限る。）
- (一) (1)(一) a、b及びdからgまで並びに(2)(一) bからdまでに該当するものであること。
 - (二) (略)

【変更】Ⅱ型介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準	
<p>ロ Ⅱ型介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準</p> <p>(1) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ)を算定すべき介護医療院サービスの施設基準</p> <p>(一) 併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う介護医療院サービスの場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。</p> <p style="padding-left: 2em;">a～e (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">f 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に対し、他の関係者との連携の上、入所者等又はその家族等の同意を得て、当該入所者等のターミナルケアに係る計画を作成し、医師、看護師、介護職員、管理栄養士等が共同して、入所者等の状態又は家族の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族への説明を行い、同意を経てターミナルケアを行う体制であること。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>g 施設サービスの計画の作成や提供に当たり、入所者の意思を尊重した医療及びケアが実施できるよう、入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、対応していること。</u></p> <p>(二) 併設型小規模介護医療院が行う介護医療院サービスの施設基準</p> <p style="padding-left: 2em;">a (一)a、b、<u>f</u>及び<u>g</u>に該当するものであること。</p> <p style="padding-left: 2em;">b～d (略)</p> <p>(2) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅱ)を算定すべき介護医療院サービスの施設基準（併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う介護医療院サービスに限る。）</p> <p>(一) (1)(一)a、b及びdから<u>g</u>までに該当するものであること。</p> <p>(二) (略)</p> <p>(3) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅲ)を算定すべき介護医療院サービスの施設基準（併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う介護医療院サービスに限る。）</p> <p>(一) (1)(一)a、b及びdから<u>g</u>までに該当するものであること。</p> <p>(二) (略)</p>	-

【変更】特別介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準	
<p>ハ 特別介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準</p> <p>(1) I型特別介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準</p> <p>(一) 併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う介護医療院サービスの場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。</p> <p style="margin-left: 20px;">a イ(1)(一)a、b、<u>d、e及びj</u>並びにイ(3)(二)に該当するものであること。</p> <p style="margin-left: 20px;">B (略)</p> <p>(二) 併設型小規模介護医療院が行う介護医療院サービスの場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。</p> <p style="margin-left: 20px;">a イ(1)(一)a、b、<u>e及びj</u>並びにイ(1)(二)bに該当するものであること。</p> <p style="margin-left: 20px;">b (略)</p> <p>(2) II型特別介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準</p> <p>(一) 併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う介護医療院サービスの場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。</p> <p style="margin-left: 20px;">a ロ(1)(一)a、b、<u>d及びg</u>並びにロ(1)(二)bに該当するものであること。</p> <p style="margin-left: 20px;">b (略)</p> <p>(二) 併設型小規模介護医療院が行う介護医療院サービスの場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。</p> <p style="margin-left: 20px;">a ロ(1)(一)a、<u>b及びg</u>並びにロ(1)(二)b及びcに該当するものであること。</p> <p style="margin-left: 20px;">b (略)</p>	

※病院又は診療所における短期入所療養介護、指定短期入所療養介護費を除く

※単位数の変更のみ、注釈番号等の変更のみ等の修正部分を除く

※介護療養型医療施設、老人性認知症疾患療養病棟の削除に係る変更部分を除く